

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「他の特定実験試験局」を「他の無線局」に、「その既設の特定実験試験局」を「その既設の無線局」に、「と既設の特定実験試験局」を「と当該既設の無線局」に、「各特定実験試験局」を「各無線局」に、「が図られている」を「その他の当該既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために必要な措置がとられている」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二号第2の表注25(5)中「他の特定実験試験局」を「他の浦添局」に、「その既設の特定実験試験局」を「当該浦添局の浦添局」に、「場合は」を「場合であつて」に改め、「図られている」の次に「ときは、その」を加える。

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十三条第一項中「総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な期間及び地域並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局(以下この条において「特定実験試験局」という。)」を「無線局根本基準第六条第二項に規定する特定実験試験局」に、「他の特定実験試験局」を「他の実験試験局」に、「当該特定実験試験局」を「当該実験試験局」に、「において特定実験試験局の運用」を「において無線局の運用」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「特定実験試験局」を「無線局」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、無線局（実験試験局を除く。）の運用を阻害するような混信を与え、又は与えるおそれがあるときについて準用する。この場合において、同項中「ときは、当該実験試験局の免許人相互間において無線局の運用に関する調整を行い」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。